

電子契約の導入に係る事業者説明会 Q&A		
No.	質問	回答
1	落札後電子契約承諾書は、登録メールアドレスに届くのでしょうか？	電子契約書承諾書は、登録メールアドレスには届きません。事業者様により南房総市のホームページからWord形式の様式をダウンロードしていただき、電子メールに添付し提出することとなります。 南房総市のホームページ「電子契約」 (https://www.city.minamiboso.chiba.jp/0000019528.html)
2	契約締結に利用するメールアドレスは、いくつ必要か。	契約締結権限者として、最低1つのメールアドレスが必要です。 権限者の承認前に担当者などが確認処理を行うことを希望する場合は、事務担当者用のメールアドレスを加えて設定することも可能ですので、社内規程等に応じて承認順を設定してください。
3	電子契約書事業者欄は入力済みでメールがきますか？	発注者側で電子契約承諾書をもとに入力したものがメールで届きます。
4	契約保証金の事務に変更はありますか？	受注者に契約保証金の対応方法を確認し、対応方法を印字した契約書データをアップロードします。 なお、契約保証書類は電子メールでの提出も可（紙媒体も可）とします。ただし、原本は後日提出をお願いします。 また、保証会社等が予め契約書の鑑を必要としている場合は、担当者に連絡いただければ別途メール等で送付いたします。
5	金額（単価）の変更等があった場合は、契約書は新たに発行されるのか？契約書に変更があった場合の手続きがわからない。	当初契約に変更があった場合は、変更契約書を作成し新たに合意締結します。 また、手続きは当初契約と同様のフローとなります。 なお、電子契約を利用するかどうかについては、改めて同意確認を行わせていただきます。
6	契約時、提出する技術職員の証明等はどのタイミングでお知らせしますか？	電子契約サービスでは、機能上契約後に提出いただく書類などを提出できないため、電子契約サービスでの提出は契約書のみとなり、その他書類は従来どおりの取扱いとなります。
7	契約書と一緒に提出している着工届などはどうなりますか？データと間違えて消去してしまったときどうなりますか？	電子契約サービスでは、機能上契約後に提出いただく書類などを提出できないため、電子契約サービスでの提出は契約書のみとなり、その他書類は従来どおりの取扱いとなります。 間違えて契約書PDFを消去してしまった場合でもダウンロード用のURLの有効期限が10日間となっていますので10日以内であれば再度契約書PDFのダウンロード・保存が可能です。 ダウンロード可能期限過ぎている場合や締結完了メールを紛失若しくは消去してしまった場合はQ8をご参照ください。
8	10日以内にダウンロードを忘れてしまった場合はどうなるのか？	締結完了メールに記載されているダウンロード用のURLの有効期限が10日間となっておりますので、10日間を過ぎるとURLからダウンロードができなくなります。 ダウンロードを忘れた場合でも送られてきた締結完了メールが紛失されずに残っていて、そのメールにPDFの契約書一式が添付されていれば、確認・ダウンロードができます。 もし締結完了メールにPDFが添付されていない場合やメールを紛失してしまった場合は、締結に使用したアドレスでクラウドサインのフリープラン（無料）に登録いただくことで閲覧等が可能となります。
9	事務フローの内容がわからない。	フロー図の① 電子契約承諾書作成／提出 落札決定の連絡があった事業者は、電子契約する場合、市のホームページより「電子契約承諾書」をダウンロードして、必要項目を記載し、電子メールに電子契約承諾書を添付して提出します。 フロー図の⑤ 締結権限者承認 提出された、電子契約承諾書をもとに設定した送信順に契約書一式がクラウドサインから送信されてくるので、内容を確認して間違いなければ承認します。 フロー図の⑧ 連絡受領 契約が完了し電子署名が付与された契約書一式が、市に提出した電子契約承諾書に記載された締結権限者・担当者のメールアドレスに、クラウドサインから送信されてきます。 受注者は、その契約書一式を10日以内にダウンロードして保管します。 フロー図の⑩ 合意締結証明書ダウンロード 弁護士ドットコム株式会社名義により発行される「合意締結証明書」をダウンロードして、ダウンロードした契約書一式と一緒に保管します。 ※合意締結証明書はフリープラン（無料）に登録しない場合は確認・ダウンロードができないので、市の発注担当者に合意締結証明書が欲しいと連絡します。
10	請書の場合、システムのフローは変わりますか？	変わりません。 クラウドサインの性質上、発注者の承認行為は必要となります。 請書のデータを発注者がクラウドにアップロードします。

電子契約の導入に係る事業者説明会 Q&A

No.	質問	回答
11	デモの機会がありますか。一度やってみないとわからない。	<p>申し訳ございませんがデモの実施は行っておりません。</p> <p>契約案件毎に電子契約の実施有無が選択可能ですので実際の契約締結行為にて一度、電子契約の利用をお願いいたします。</p>
12	<p>もう少し細かく説明していただきたかった。</p> <p>市の方がズームになれていないようだ。</p> <p>説明が先になって画面が切り変わってないので、ズームの方はわかりずらそうだ。</p>	<p>南房総市のホームページにアップされた資料等を確認いただき、不明な点、ご質問等ありましたら問い合わせください。</p> <p>南房総市のホームページ「電子契約」 （https://www.city.minamiboso.chiba.jp/0000019528.html）</p> <p>問い合わせ先：南房総市管財契約課契約係 電話：0470-33-1022 メール：keiyaku@city.minamiboso.lg.jp</p> <p>電子契約サービスの機能や操作方法については、クラウドサインのヘルプセンター・チャットサポートを御活用ください。</p> <p>「クラウドサイン ヘルプセンター」 外部サイトへのリンク (https://help.cloudsign.jp/ja/)</p>